

平成26年度第1回  
北海道いじめ調査委員会

議 事 録

日 時：平成26年5月8日（木）午後6時00分開会  
場 所：かでの2・7 1020会議室

## 1 開 会

○事務局（田中青少年担当課長） それでは、お時間になりましたので、北海道いじめ調査委員会第1回会議に入らせていただきます。本来ですと、会議の進行は、委員長にお願いするところですが、今回は、第1回会議ということもあり、まだ委員長が決まっておられません。そこで、誠に恐縮ですが、委員長選任までの間は、事務局で進行させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、知事から委員のみなさんに、一言ご挨拶申し上げます。

## 2 挨 拶

○高橋知事 皆様には、北海道いじめ調査委員会委員へのご就任をお願いしたところ、ご多忙にも関わらずご快諾いただき、心からお礼を申し上げます。

道内における学校が認知したいじめの件数は、平成24年度で約5千件と大変多くの事案が報告されております。いじめは、被害を受けた子どもに耐え難い苦痛を与えるだけでなく、かけがえのない命さえ奪うことにもなり、学校だけでなく、社会全体が「いじめを絶対に許さない。」という共通の認識をもって、対峙していくことが求められています。

こうした考えのもと、道では、子どもたちが健やかに成長し、安心して学ぶことのできる環境の実現に向け、本年4月から「北海道いじめの防止等に関する条例」を施行したところです。本調査委員会は、この条例に基づき設置するものであり、教育委員会等による調査結果を受け、その対処又は再発防止のため必要があれば再調査を行うなど「子どもを守る楯」の役割を果たしていただく委員会です。

いじめは、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題であり、地域全体がいじめ問題に常に関心を持って子どもを見守り、ささいな兆候を見逃さず、早期に対応することが重要です。今日お集まりいただきました委員の皆様には、いじめの根絶という重要課題に取り組んでいただくことになり、ご負担をおかけいたしますが、皆様のそれぞれの専門的なご知見を存分に発揮していただき、北海道の子どもたちのため、お力添えをいただきますよう、心からお願い申し上げます、私からの挨拶といたします。

## 3 委員自己紹介

○事務局（田中青少年担当課長） 次に、次第の3の「委員自己紹介」に移らせて頂きます。真に恐れ入りますが、時間の都合上、五十音順で、お一人様2～3分でお願います。

今川委員。お願いします。

○知事 先生、どうぞ、お座りください。申し訳ありません。

○今川委員 北海道臨床心理士会を代表して委員になりました今川と申します。よろし

くお願いします。

本委員会では、臨床心理士としての専門を生かして、いじめ防止に努めて参りたいと考えております。よろしくお願いします。

○事務局（田中青少年担当課長） 大澤委員。お願いします。

○大澤委員 座って失礼します。札幌学院大学の大澤と申します。子どもの貧困問題について研究しています。専門は教育福祉で、教育と福祉との連携をいかにして図っていくか。それによって、子どもたちの学校生活と家庭生活を図っていくのかについて研究しています。教育と福祉の観点から、この委員会で力を発揮できればと思っています。どうぞよろしくお願いします。

○事務局（田中青少年担当課長） 北野委員。お願いします。

○北野委員 北海道医師会から参りました北野です。専門は精神科です。いじめ問題について、精神の専門の立場からこの委員会に参加したいと思っています、よろしくお願いします。

○事務局（田中青少年担当課長） 馬場委員。お願いします。

○馬場委員 弁護士の馬場です。札幌弁護士会では、子どもの権利委員会に所属しています。最近、弁護士会では「子どもシェルター」に取り組んでいます。虐待を受けた行き場のないお子さんを短期間でも保護しようということで、弁護士会が中心になってNPO法人を立ち上げており、そこにも関わっておりますが、お子さん方が今、非常に厳しい状況になっていることを痛感しております。

弁護士は、基本的人権の擁護という立場でございますので、いじめの問題に対しても、しっかりと調査に関わっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○事務局（田中青少年担当課長） 間宮委員。お願いします。

○間宮委員 私は、北海道大学大学院教育学研究院で教育臨床心理学を担当している間宮と申します。学校の教師の皆さんとともに、生活指導・生徒指導という実践概念を元に、学校の中でのまさにこの問題をずっと研究してきました。

一方では、北海道子どもの虐待防止協会の代表を長く仰せつかっておりまして、この問題と子どもの虐待との関係を、もちろん学校の問題も多いと思いますが、家庭の問題を含めて考えていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○事務局（田中青少年担当課長） ありがとうございます。

○知事 先生方、私、ここで退席させていただきますが、どうぞよろしく申し上げます。

(知事退席)

#### 4 委員長及び副委員長選出

○事務局（田中青少年担当課長） それでは、次第の4の「委員長及び副委員長」選出に移らせていただきます。

まず、委員長、副委員長の選任でございますが、委員の皆様方でご意見等ございましたらお願いします。

(発言者なし)

○事務局（田中青少年担当課長） もし、ご意見がないようでしたら、事務局の案をお示しさせていただきますてもよろしいでしょうか。

(委員から「はい」との発言あり)

○事務局（田中青少年担当課長） それでは、事務局といたしましては、「委員長には北海道大学大学院教育学研究院の間宮委員を、副委員長には札幌協和法律事務所の馬場委員」といった案を提示いたしますがいかがでしょうか。

(委員から「良い」との発言あり)

○事務局（田中青少年担当課長） それでは、委員長は間宮委員、副委員長は馬場委員ということで、よろしく申し上げます。ここからの進行は、委員長にお願いいたしますので、お席の移動をお願いします。

(委員長、委員長席に移動)

#### 5 議事

##### (1) 公開及び傍聴の取扱い（協議）

○間宮委員長 ただ今、委員長のご指名をいただきました北海道大学の間宮と申します。よろしく申し上げます。

今日は、先ほど配られております議事が5点ほどございますので、それにしたがって進めてまいりたいと思います。

まず、5の(1)は、この委員会を公開あるいは非公開とするかに係わる案件でございます

す。さらには、傍聴の取扱いについて議論をしたいと思います。これにつきまして、ご担当の方からご説明いただきたいと思います。

○事務局（佐伯主任） それでは、事務局の方から説明させていただきます。お手元の資料の「附属機関等の設置及び運営に関する基準について（抜すい）」の第5の（4）をご覧ください。

附属機関の会議につきましては、条例により原則公開とされているところですが、ただし書きがございまして、審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められる場合を除くこととされておりまして、公開しない取扱いとすることができることとされています。そのように書かれております。

また、次の（5）でございまして、附属機関の会長等が当該会議に諮って、公開又は非公開の取扱いを決定することとされておりまして、以上でございます。

○間宮委員長 ただいま、ご説明がございましたが、本日は個別具体の案件の審議はございませんので、今日はずっと公開ということになりますけれど、今後、個別具体の案件が入って参ると思います。おそらく。先程、知事もおっしゃられていたましたが、年間約5千件発生しているとのことですから、おそらく、重大事態ということ、個別案件が入ってくるが大いに考えられるのですが、この場合の公開、非公開の扱いについて委員の皆さんからご意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○馬場委員 調査の具体的な内容についてですね、いろいろ議論をするときにはですね、関係者のプライバシーの問題も出てくると思いますので、そこは非公開が必要だと思います。ただ、調査もいろいろな過程があると思います。今この段階まで進んでいるという、例えば、プロセスが審議されるだけの場合ですね、それは、プライバシーにあまり関わってこないような状況も出てくるのではないかと感じておりまして、今までのいろいろなケースの場合に、非公開にすることによって関係者の皆様のその機関に対する「必ずしも信頼できない」という状況が生まれると何のための機関かということになりますので、そのへんは、状況に応じて公開、非公開を決めていただいた方がよろしいのではないかと感じております。

○間宮委員長 とても大事なご意見だと思います。他の委員の先生方はいかがですか。

○今川委員 臨床心理士の立場から言いますと、守秘義務というのが非常に大きなポイントになっておりまして、特に個人情報が出られる場合は、これは公開することは難しいだろうというふうに私は思っています。

ですから、馬場委員のお話でいいますと、個人情報が出ないということがはっきりしている場合には公開することも可能かとは思いますが、この調査委員会は、そもそもそういう個別案件について扱うことが当然出てくるわけですから、その場合は公開できないのではないかと考えます。

○間宮委員長 先生方、いかがですか。

○間宮委員長 私、委員長に指名されたのですが、さっき知事が大変大事なことを申されてましてね、「子どもの権利を守る楯になっていただきたい」という言葉だったと思うのですが、私も委員にご指名いただいたときに、だいたいそのようなつもりで参っておりますので、何とかして、これまでいろいろございましたけれど、子どもの権利を守る楯にこの委員会がなればよいなと思っております。そういう意味では、馬場先生、今川先生が発言なされた点は、やはり基本的に重要ではないかと考えています。

つまり、個人情報に触れる部分は相当慎重に議論しなければならず、これは当事者の子どもだけ考えましても、いわゆる加害側、被害側がおられる訳で、そして学校当事者、家族のみなさん、複合的な個人情報が錯綜しますので、これはやはり相当慎重に扱いたいと思います。これに関わらない審議については、これは公開するということでよろしいかと思えます。いずれにしても子どもの権利を守る楯となる委員会という大原則を今日知事からご発言いただきましたので、そういう立場に立って議論していきたい、審議していきたい。それをまとめますと、委員長としての意見ですが、原則的には非公開、しかし内容次第ではもちろん公開、みなさんの信頼を得るようなことにしたいということです。そういう場合は公開にするということによろしいでしょうか。

(委員から「良い」との発言あり)

○間宮委員長 では、そのようにさせていただきたいと思えます。

次に、傍聴のことについてでありますけれど、これも事務局の方からご説明していただきたいと思えます。

○事務局（佐伯主任）

さきほどの資料の第5の（6）でございますけれど、傍聴を認める定員の定め、傍聴に係る遵守事項などを定めた傍聴要領を作成するとなっております。

以上です。

○間宮委員長 ただいまの事務局からの説明に、委員の先生方、ご質問はございませんか。

(発言なし)

○間宮委員長 無いようでしたら、事務局の方で要領の案を用意しているようですので、そちらを説明願います。

○事務局（佐伯主任） 簡単に説明させていただきます。傍聴の手続きでございますが、傍聴を希望する方につきましては事前にお申込みいただくか、当日、会場の方に来てい

ただいで受付していただくということでございます。定員につきましては会場の都合もございまして、10名までの案でございます。それから守るべき事項といたしましては、酒気を帯びていると認められる方ですとか、会議の進行の妨げになると認められるものを携帯している方につきましては傍聴できないとしています。さらに、傍聴していただくに当たりまして、静粛にさせていただくとか、みだりに傍聴席から離れないといったことが記載してあります。以上です。

○間宮委員長 はい、説明いただきましたが、事務局からの今の傍聴要領のご提案につきまして、何か質問はございますでしょうか。

○馬場委員 2つだけ確認します。一つは今日は報道機関の方、沢山お見えになっていますが、報道機関の方は基本的に傍聴者にあたるのかあたらないのか。もうひとつはですね、仮に、先程委員長がまとめられました、場合によっては公開することもある場合ですね、その事案についての関係者の方がどうしても傍聴に来たいという場合に10名という定員ですと、なかなか本来傍聴されたい方がですね、この順番に従うと傍聴できない場合もあり得ると思いますので、十分配慮をしていただく必要があるのではないかと思います。

○間宮委員長 事務局の方に伺いたいと思いますが。

○事務局（加藤主幹） ただ今のご質問でございますが、傍聴要領につきましては、あくまでも一般の方を対象とした要領でございますので、報道機関の方は要領の対象になってございません。

○間宮委員長 はい、そういう定めになっているのですね。では、馬場先生のおっしゃる関係者の点については。

○事務局（伊林主幹） それにつきましては、場合によっては委員長の判断により定員を増やすことができるなどの文言を追加すれば、馬場先生のおっしゃる点についてもクリアできるのではないかと思います。

○間宮委員長 1の(2)に委員長の許可うんぬんという文言を追加するという意味ですか。

○事務局（田中青少年担当課長） はい。

○間宮委員長 馬場先生、それでいかがでしょうか。

○馬場委員 はい、それで結構です。

○間宮委員長 はい、それでは、文言を追加するというので、お願いします。

それでは、次の議題に入りたいと思います。次第の2の「いじめ防止対策推進法と北海道いじめの防止等に関する条例について」事務局からの説明をいただきます。

## (2) いじめ防止対策推進法と北海道いじめの防止等に関する条例について

○事務局（加藤主幹） 道民生活課の加藤です。どうぞよろしく申し上げます。座って説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○間宮委員長

はい、どうぞ。

○事務局（加藤主幹） それでは、資料2とパンフレットがございますので、そちらの方で説明させていただきたいと思います。

はじめに、資料2の「いじめ防止対策推進法（概要）」をご覧ください。

いじめ防止対策推進法は、平成25年6月に公布されたもので、構成を大きく分けますと、四角で囲まれた4つございますが、まず「総則」、2といたしまして「いじめの防止基本方針等」、3「基本的施策・いじめの防止等に関する措置」、そして、次のページの「重大事態への対処」の4つの柱になっています。

まず、最初のページの「総則」のいじめの定義については、次の「道内におけるいじめの現状について」の所でご説明させていただくので、ここでは割愛させていただきたいと思います。

次の四角で囲まれました「いじめの防止基本方針等」ですが、国、地方公共団体、学校による、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定について定められるとともに、次の2ですが、学校や教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係機関によって構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができるとされました。

次に、3つめの四角で囲まれた大きな柱である「基本的施策・いじめの防止等に関する措置」として、学校の設置者等が講ずべき基本的施策として、「道徳教育等の充実」、「早期発見のための措置」、「相談体制の整備」、「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」が定められました。また、後段でございますが、国や地方公共団体の講ずべき基本的な施策として、「いじめの防止等の対策に係る人材の確保等」、「調査研究の推進」、「啓発活動」について定められました。次のページをお開きください。

3でございますが、個別のいじめに対して、学校が「いじめの事実確認」、「いじめを受けた児童生徒の保護等」、「いじめを行った児童生徒に対する指導等」、「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときの警察との連携」が講ずべき措置とされました。さらに次の4でございます。出席停止制度の適切な運用等について規定されました。

次に、4つめの大きな柱が「重大事態への対処」です。このような場合、学校等が「事

実関係を明確にするための調査を行うこと」、次の2でございますが、「学校等は、いじめを受けた児童生徒側へ必要な情報を適切に提供する」こととされ、さらに、3でございますが、地方公共団体の長等に対し、重大事態が発生した旨の報告及び、重大事態について、地方公共団体の長の再調査等の規定がなされているところでございます。

次に条例の説明でございます。こちらのブルーのパンフレット「北海道いじめの防止等に関する条例」を使ってご説明させていただきたいと思っております。まず、条例制定の背景について、若干説明させていただきたいと思っております。

平成18年に道内の小学校でいじめによる自殺事案が発生して以来、道内においては、年間3,000件から5,000件の間でいじめの認知件数が推移しており、大変憂慮すべき状況でございました。

また、インターネットによるいじめなど、いじめの形態の変化や、いじめが発生する背景が多様化していることなどから、関係機関相互の一層の連携、保護者や地域住民の理解や協力を得た取組の充実、学校や教育委員会の対応に対する懸念を払拭するための対策の必要性から、いじめの根絶に向け、社会全体の機運を高め、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、実効あるいじめ防止対策を進めることが求められていました。

こうした背景を踏まえまして、いじめの未然防止、早期発見・早期解消その他のいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進し、児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成に寄与することを目的として、条例が制定されました。

条例は、「第1章 総則」から「第9章 雑則」までの54条と附則で構成されており、本条例は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」や、同年10月11日に文部科学大臣決定で策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、道独自の考えや規定を盛り込んでいます。

条例の内容でございますが、まず、パンフレットの1ページをお開きください。1つめは「第3条 基本理念」です。いじめは、「いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」です。そのため、いじめの防止等のための対策を行うに当たり、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること、いじめが心身に及ぼす影響など、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること、学校、家庭、地域、行政等が相互に連携協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを旨としているものでございます。

2つめは「第6条 学校及び教職員の責務」でございます。学校や学校の教職員は、学校全体でいじめの未然防止や早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、その児童生徒を徹底して守り通し、早期解決に努める責務を有し、児童生徒一人一人についての理解を深め、児童生徒との信頼関係を築くよう努めなければなりません。

2ページをご覧ください。3つめとして、「第8条 道民及び事業者の役割」です。この部分は法にはない規定でございますが道独自の規定です。道民及び事業者は、児童生徒と触れ合う機会を大切にし、児童生徒を見守るとともに、関係者と連携協力して児

児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めること、いじめが行われ、またはその疑いがあるときは、学校へ連絡するなど、学校に協力するよう努めること、としています。

続いて、市町村教育委員会や学校法人等への支援についてでございますが、「第5条道の責務」から「第18条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」まで4条に渡って記されております。

次に、条例によって、学校はどのような取組をしなければならないのか、ご説明します。3ページをご覧ください。1つめは「学校いじめ防止基本方針」の策定、2つめは「いじめの防止」についての取組。以下、「いじめの早期発見」、「教職員研修の実施」、「インターネットを通じて行われるいじめへの対策」、「組織の設置」、そして7つめは「いじめに対する措置」でございます。

児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告しなければなりません。いじめがあったことが確認されたときは、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供や支援、いじめを行った児童生徒に対する指導や支援、その保護者に対する助言を行います。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署と連携して対処するとともに、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報することになります。

次に4ページでございますが、「重大事態」があった場合についてです。重大事態への対処についてですが、道立学校、私立学校、市町村立学校の3つに分けられてございます。まず、重大事態の定義についてでございますが、いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたこと、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていることを指しています。

道立学校で重大事態が発生した疑いがある場合、学校は、発生した旨を道教委に報告し、道教委は、知事に発生報告をいたします。その後、道教委の附属機関である「北海道いじめ問題審議会」で本事案について調査いたします。その調査結果を、道教委は知事に報告し、知事が再調査の必要性があると認めるときは、知事の附属機関である当委員会で再調査を実施します。再調査実施後は、道議会に調査結果を報告することになっております。

私立学校の場合は、右側の流れになります。道立学校の場合と異なり学校設置者が個々の学校法人等になりますので、重大事態が発生した疑いがある場合、学校法人又は学校に設置する組織による調査を経て、その調査結果が、知事に報告され、知事が再調査の必要性があると認めるときは、知事の附属機関である当委員会で再調査を実施します。再調査実施後は、道議会に調査結果を報告することになっております。

次に、市町村立学校につきましては、重大事態が発生した場合、市町村教育委員会または学校による調査が行われ、その後、地方公共団体の長である市町村長による再調査ということになっておりますので、当委員会では取り扱いません。

最後に条例で定める3つの組織について、記載されておりますが、真に恐れ入りますが、「北海道いじめ問題対策連絡協議会」について、パンフレットには、「問題」という文言が抜け落ちておりますので、「いじめ」と「対策」の間に「問題」の2文字を加

筆修正願います。以上です。

(間宮委員長) はい、ただ今、説明を受けましたが、これについて委員の先生方、何かご意見ございますでしょうか。

(馬場委員) 大変わかりやすくまとめられていると拝聴しました。

(間宮委員長) 委員の先生方、差し出がましいのですが、私どもは4ページの重大ないじめがあったらという所が任務だと私は確認させていただきたいのですけれど。道立学校の場合が中心になると思います。いじめ問題審議会で審議議論があって、報告書が出て参りましたものを、私どもが再度、いろいろ確認し議論していくという作業であるということ。市町村立学校の場合は該当しないということでございます。

ただいまの、事務局からの説明にご質問ございますでしょうか。

(発言者なし)

○間宮委員長 もし無いのでしたら、次の議事の(3)になりますが、「道内におけるいじめの現状について」を事務局から報告を受けたいと思います。

### (3) 道内におけるいじめの現状について

○事務局(加藤主幹) 引き続き説明させていただきます。資料3の1ページをお開きください。まず、「いじめの定義」について説明いたします。平成25年6月28日にさきほどご説明しました「いじめ防止対策推進法」が制定されましたが、それまでは「いじめの定義」について統一したものはなく、文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の定義によっていました。

平成24年度の調査の定義を見ると、「『いじめ』とは、『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」となっており、また、「いじめの中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる」となっています。

法の定義は、この問題行動等調査の定義とほぼ同趣旨のものであり、資料記載のとおりとなっております。「北海道いじめの防止等に関する条例」における定義も、法律を踏襲したものとなっております。

これを踏まえまして、北海道におけるいじめの現状について、ご説明させていただきます。「2の北海道におけるいじめの現状」ですが、ここでは、先ほど説明した文部科学省調査の結果に基づいて、道内の現状を説明します。まず、「認知件数」ですが、平成24年度の北海道公立学校におけるいじめの認知件数は、4,383件であり、前年度の3,261件に比べ、1,122件の増加となっております。校種別に見ますと、小学校1,676件で

前年度より 415 件の増、中学校では 2,082 件で前年度より 557 件の増、高等学校では 574 件で前年度より 113 件の増、特別支援学校では 51 件で前年度より 37 件増と、全ての校種において前年度より増加しています。増加した要因として考えられる理由でございますが、平成 24 年度は、国の依頼に基づく緊急調査と合わせて例年より多くアンケート調査を実施したことにより、各学校が児童生徒の様子をよりきめ細かく把握し、軽微ないじめもいじめとして積極的に認知したことや、他県で発生しましたいじめが背景事情として認められる中学生の自殺事案などの影響により、いじめの問題に対する児童生徒や保護者の意識が高まったことなどが考えられます。

一方、「解消率」でございますが、3 ページ上段をご覧ください。全体では 96.3% の解消率で前年度比 1.6 ポイント上昇しており、校種別に見ても全ての校種において解消率が上昇しております。解消率が上昇した要因としては、定期的なアンケート調査による実態把握や、教職員による日常のきめ細かな観察、学校の組織的な対応や、保護者や関係機関との連携強化などにより、いじめが深刻化する前に、早期に発見し解消できたことが考えられます。

次に、(3) の「いじめ発見のきっかけ」です。2 ページには上位 5 項目を記載しておりますが、すべての校種において、「アンケート調査など学校の取組による発見」が最も高く、定期的なアンケート調査の実施により、いじめの早期発見が図られていることが見てとれます。

続いて、「いじめの態様」ですが、3 ページをご覧ください。

「いじめの態様」は、表に示すとおり①から⑨に分類されており、校種別に棒グラフで示していますが、どの校種においても、①の「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も高い割合となっています。その他に特徴的なのは、小学校から中学校、高等学校と校種が上がるにつれて、⑧の「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」の占める割合が多くなっているところです。以上です。

○間宮委員長 ただ今のご説明について、委員の皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

○今川委員 1 ページ目の 2 番目の「北海道におけるいじめの現状」の(1)の「いじめの認知件数」を見ますと、1 年おきに上がったり下がったりしているのがわかるのですが、何かこの経緯、上がって下がったりする要因。さきほど定期的な調査とおっしゃっていましたが何か考えられる要因があるのでしょうか。

○事務局(加藤主幹) 年度毎に上がり下がりがあることについては、分析はなされておられません。

○今川委員 何か理由があるのかもしれないし、わからないのですが、ただ、はじめてこういうデータを見させていただいたので何か理由があるのかと。

○間宮委員長 このデータはインターネットでアクセスできますか。今日のこの数値は。

私も今、ご指摘をいただくまで知らなかったのです。

○事務局（田中青少年担当課長） 道教委の資料ですので、確認いたします。この調査につきましては、さきほど、ご説明いたしました文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、これは、全国調査でございますが、これの道内の公立学校分を道教委で経年変化を整理したものでございまして、私どもでは経年変化の分析まで道教委の方に確認をとってございません。後ほど、確認いたしまして、後日、ご連絡します。

○間宮委員長 はい、ありがとうございます。他にございますが。

○今川委員 もうひとつよろしいですか。

2 ページめの左上の「北海道の公立学校のいじめの解消状況」なのですが、小中高がほぼ似たような傾向がみられるのですが、特別支援学校だけが全く違うパターンを描いているのですが、何か理由があるのでしょうか。

○事務局（田中青少年担当課長） こちらも確認させていただきます。

○間宮委員長

他にございませんか。

（発言者なし）

○間宮委員長 私も大学のゼミナールなどで、いじめ問題をやってきたのですが、地元のデータを意外に把握しておらず、全国版でやっていたということが自分で自覚した次第ですので、データを教えていただいて、また一緒に分析していきたいと思っています。

そうしましたら、議題の（3）「道内におけるいじめの現状」はこれで終了しまして、次の（4）の過去の参考事例を学ばしていただいて、これは十分に拝聴しておく必要があるかと思っております。事務局からお願いします。

#### （4）過去の参考事例について

○事務局（山崎主査） 大津市の調査報告書について、概要報告いたします。

それでは、資料4-1の「滋賀県大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会報告、要旨」の1ページをご覧ください。経緯等についてですが、①23年10月に、大津市立中学校の2年男子生徒がいじめを苦に自宅マンション14階から投身自殺する事件が起きました。②事件発生直後に、生徒からいじめの事実申告があり、これを受け学校は、アンケート調査等を実施しましたが、早々にいじめと自殺の関係は不明と結論付けました。③市教委は、事実調査を学校任せにするなど主体性を発揮しませんでした。

④24年7月に入り、新聞各紙において、アンケート調査の内容が明らかとなり、教育長が会見で「いじめと自殺が直接結びつくとは、判断できないと考える。」「自殺の原因には、学校のほか家庭など様々な要因が考えられ、いじめだけが原因かどうか判断できない。」とコメントするなど学校・市教委の対応について、不徹底な事実解明、主体性の欠如、隠蔽体質等の批判が高まり大きな社会問題となりました。⑤8月25日に、大津市は、有識者による第三者調査委員会を設置しました。委員会において、いじめの事実関係や自殺原因等の調査が行われ、25年1月31日、いじめ問題への対応策の提言を含む調査報告書がまとめられました。⑥この事件が契機となり、「いじめ防止対策推進法」が議員立法によって成立しております。

次に、調査報告書の要旨について、京都新聞社の作成となりますが、ご説明します報告書の構成は、自死に至るまでの事実、事後対応、提言となっています。

次に、2ページになります。第I部・第2章の2節、いじめの認定についてですが、23年9月上旬から10月7日までのB・Cによる亡くなったAに対する行為は、19件。①9月初旬からヘッドロック、中旬から教室、トイレ、廊下で頻繁に暴行を受ける。②何度も、ズボンが脱がされる。③教科書、成績表を破られる。④女生徒の前で、「コクラ」される。⑤「おまえ、きもいんじゃ」「A死ね」などを浴びせられるなどの行為は、Aに対する心理的・物理的攻撃であったと認められる。B、Cについては、いじめの定義のすべての要件に該当するので、いじめと認定としています。Dについては、一部要件に該当しなかったためいじめとは認定しないとしています。

次に、3節、自死の原因の考察について、3ページのコメ印1になります。Aの性格や家庭の問題は、自死要因とは、認められなかった。いじめ行為は、Aに屈辱感、絶望感、無力感をもたらした。いじめの世界から抜け出せないことを悟り、生への思いを断念せざるを得なかった。したがって、いじめが、自死につながる直接的要因と考えるとしています。

次に、5節、学校、市教委のいじめ認定への考察についてですが、学校・市教委がDの行為について、いじめと認定した誤った判断の最大の原因は、背景事情を含む徹底調査から事実確定の作業を怠ったこと。特に、市教委が学校を支える役割を早々に放棄し、事実調査、いじめの認定作業を学校に丸投げしたことは、混乱状況下の学校を孤立させ、十分な調査、事実確定を一層困難にさせたとしています。

次に、第3章の2節、問題点の指摘について、コメ印2になります。本件では、複数生徒がいじめでないかと申告し、また、複数の教員からAとB・C間に暴力の一方的関係があり、いじめの可能性があると担任・学年主任に情報が上がったにも関わらず、学校として、いじめと認知しなかった。情報が担任・学年主任に留まり、全体で共有できず、有効な対策を取れなかったことは、重大問題であり、事実究明、真摯な検討を怠ってきた学校・市教委の責任は、大きいとしています。

次に、第II部・第2章の3節、学校・市教委、共通の問題点について、5ページの頭になります。学校、市教委は、事実解明を途中でやめたと評価せざるを得ない。保護者の虐待というフィクションに寄りかかったことで、いじめと自死の関係の解明作業が放棄された。いじめを疑われた3名のAとの関わりに、差異があったにも関わらず、事実解明を怠り、大雑把に、3人によるいじめととらえた結果、いじめと言えない1人を

社会的非難にさらしたとしています。

次に、第Ⅲ部・第1章、教員への提言についてですが、教員に求められるのは、子ども心の叫びを読み取ることとし、研修で福祉施設など教員生活と関連が少ないところで働いて現実を感じ、感性を呼び起こしてほしいなどとしています。

次に、第2章、学校への提言についてですが、学校とは、子どもにとって最も安全で成長する場であり、いじめ問題は、学校の中で解決しなければならないとし、多くの子どもたちが「生徒に向き合う時間を作って」と答え、この声に向き合うか否かが学校再生の岐路であるなどとしています。

次に、6ページになります。第3章、教育委員会への提言についてですが、市教委への非難は、「隠蔽体質」の一点にあり、常に市民と地域に開かれ、支持・信頼される教育行政を目指すべきなどとしています。

次に、第4章、スクールカウンセラーの運用のあり方についてですが、スクールカウンセラーの外部性の強化とし、学校、市教委に対しても徹底されなければならないとしています。

次に、第5章、危機対応についてですが、家族にとってなぜこんな結果になったのか知ることは、重要だとし、学校・市教委は、可能な限り事実を開示しなければならないなどとしています。

次に、第6章、将来に向けての課題についてですが、子どもたちが安心して、いじめからの救済を訴える窓口が不可欠であるなどとしています。

次に、資料4-2の「調査・報告書作成までの概要等」の1ページをご覧ください。これは、大津市から聞取りした内容になります。1の調査・報告書作成までの概要についてですが、(1)会議、①委員については、6人で、②会議については、24年8月から5か月間で12回開催しています。(2)活動の流れについてですが、①市教委の検証資料等の仕分け調査、これは、2で後述してありますが、弁護士の調査員3人が資料精査し、事実関係の洗い出し、積み上げを実施しました。②聴き取り調査、これは、3で後述してありますが、56人に対し、62回、延べ95時間となり、通常は、一人に2時間で、委員複数、必要に応じ委員全員で実施しました。③事実関係を確定、④事実関係の分析、⑤報告書文案作成、これは、5で後述してありますが、全委員が分担し、文案を直接執筆しました。⑥報告書の精査・調整、これは、2で後述してありますが、教育学者の調査員1人が筆者以外の冷静な立場で検証しながらバランス良く仕上げるため、精査しました。⑦報告書作成、⑧報告書公表の流れで進められました。

次に、資料はありませんが、道内では、「札幌市立中学校の生徒の自殺に関する調査検討委員会」の報告があります。経緯ですが、24年9月5日に、札幌市立中学校の1年男子生徒が自宅マンション7階から投身自殺する事件が起きました。男子生徒の生徒手帳に「いじめられていて死にたい」などのメモが発見され、これを受け学校はアンケート調査等を実施しました。9月14日、市教委は、有識者3名と市教委部長、当該校長による調査検討委員会を設置しました。委員会において、自殺の背景や原因等の調査が行われ、12月14日、自殺防止への対策を含む調査報告書が取りまとめられました。報告書では、いじめの定義に基づき「Aはいじめられていると感じていた」ことは事実であるが、「誰か」にいじめられていた情報はなかった。Aが「いじめられている」と感じ

たのは、「誰か」ではなく、「何か」という観点から調査・検討を試みたが、特定することは、できなかった。調査検討委員会の結論は、Aは、「誰か」でなく、委員会活動や部活動と勉強の両立等いくつかの「何か」が複合的に重なり合ったことに心理的負担を感じ、現実が理想に届かない思春期特有の不全感が大きな苦悩として、心にのしかかり、彼を取り巻く構造的な「状況」が「もう無理だ。」「いじめられている状況だ。」と感じさせたのではないかと報告しています。以上でございます。

○間宮委員長 只今、大津市と地元札幌市の事例説明がありましたが、改めてお聞きしますと身の引き締まる思いがします。委員の先生方、何か御意見質問等ございますでしょうか。

○大澤委員 一つよろしいでしょうか。大津のいじめの定義のところで文科省の定義を前提とした上で、それに加えて同一集団内の人間関係で力関係のアンバランスが生じていることを重要視して、その視点を取り入れたと書いてますが、それは具体的にどうということなのか、もし事務局でお分かりでしたら、教えていただければと思います。おそらく複数の加害者が出た時に、この観点を我々としても考える必要があろうかと思えますけれど、何か分かっていることがあれば教えていただければと思います。

○事務局（山崎主査） 集団の中においての人間関係がどういう状況であったかということを中心としたというのは文面から読み取れますが、具体的にどういう視点で検討したとかの話は聞いておりません。

○大澤委員 特に、Dという生徒さんがはずれたということですから、Dという生徒さんは同一集団内の人間関係がなかったとか、あるいは力関係のアンバランスが生じていなかったかということだったのかどうかも分かっていないということですか。

○事務局（田中青少年担当課長） 2節の後段で加害たとされる生徒Dについて、一定の人間関係にある者という要件に該当しなかったということで、いじめと認定しないと書かれています。

○大澤委員 それがどういうことかまでは、分からないということですよ。

○事務局（田中青少年担当課長） 詳細な報告書には記載があるかと思いますが、今回入手しておりませんので、後ほど御報告したいと思います。

○間宮委員長 事務局でこのような資料を用意しておられるということ、委員に命ぜられました私たちとしましても、先ほど改めて身の引き締まると申し上げましたけれど、こういう大津市の事例があったので、北海道内でも、かつてはございましたけれど、調査委員会が新たに条例に基づき設置されたと思います。他に御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

○間宮委員長 事務局にお伺いしたいのですけれど、確認と言ったらいいのか。教育委員会のいじめ問題審議会が調査をして、報告書を知事に提出とありますね。それに対して今回条例に基づいて私たち調査委員会が設置されて、道庁の皆さん御担当部局となっていますけれど、言ってみれば今回ダブルチェックをするというシステムが出来たと考えてよろしいわけですね。

○事務局（田中青少年担当課長） さようです。

○間宮委員長 そういう任務を私どもは持っているということですね。

○馬場委員 今、委員長がおっしゃられたこと、私もちょっと条例を見てまして、この委員会が活動するのは「知事の判断」と書かれているんですね。しかし、今、ダブルチェックというお話がありまして、そうすると前段のいじめ問題審議会の調査はどのような位置づけになるのか、条例を見ただけではなかなか良く理解できなくてですね。先ほどパンフレットを見ましたけれど、道立学校の場合はダブルチェックといっても、表現がうまく言えないのですが、どのような位置づけになるのかと。いじめ問題審議会は10名おられると思うのですが、相当な専門家も入っておられて、そこで調査した結果について、さらに再調査が必要だという判断は、知事がされると書いてありますけれど。知事がするという事は、ここに全部持ち上がってくるのか、それとも、事務局がある程度精査をしてですね、これは必要だと、こちらの方に上がって来るものなのか、条例を見ていても良くわからないところがありましてね。

今、委員長がダブルチェックだとおっしゃられたように、事案をこちらでもさらに必ずやるということになるのか明確でなかったと、条例を読んでもよくわからなかった。さきほどの委員長のご指摘ですので、条例を直接作成するのに関与された事務局にご回答いただければと思っておりました。

○事務局（田中青少年担当課長）それにつきましては、資料5の所でご説明する予定だったのですが、資料5-1の資料でございますけれど、重大事態への対応のイメージ図ということでご理解をいただきたいのですが、上から重大事態があった場合に、それぞれ道教委なり私立学校の方で重大事態の調査を行っていただき、調査結果を知事に報告することになります。そして4番目といたしまして、再調査の必要性の検討をしていただくということになります。そして、二重枠で囲った部分は、例ということで上げさせて頂いておりますが、事実関係が明らかになっていないとか、調査内容に疑義があるですとか、また、再発防止策が不十分であるとか、あくまで事例ということでご理解いただきたいのですが、このような場合には再調査が必要だと認められるのではないかと考えておまして、その際に、いじめ調査委員会におきまして、こういった部分について検討していただいて、再調査の必要性があるのか、再調査の必要性がないのかということのご意見をいただいた上で、判断していくというような整理で考えております。

そして、いじめ調査委員会で再調査の必要があると判断された場合は、5番でござい

ますが、いじめ調査委員会で再調査を行っていただきまして、6番の結果の通知という流れになるというイメージを私どもは持っております。

○間宮委員長 これもまた、今日第1回目でございますので、我々の任務は何かという点を確認をいただきたいと思うのですが、大津市の教育委員会が途中で放棄したという大変厳しい報告書のご指摘になっておりますが、北海道におきましても審議会の方は教育委員会がおやりになるのですよね。私としては、調査委員会の方は教育委員会とは独立した観点で、立場に立って、再調査をすると認識していたのですが、それでよろしいでしょうか。ダブルチェックというのは、そういう意味で先ほど申し上げましたのですが。

○事務局（田中青少年担当課長） 必要性があるかどうかの検討をしていただいた上で、再調査の必要性があるか、再調査の必要性がないのか、という流れになろうかと考えております。

○間宮委員長 馬場先生、さらにご意見ございますか。

○馬場委員 ちょっと立場上、細かい話で申し訳ないのですが、条例の第30条に、前条第2項の規定による報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、この委員会に調査を行わせると、「知事」という主語なんですね。そして2項が、知事は調査を行わせるに当たっては、あらかじめ、いじめ調査委員会の意見を聴かなければならないとなっているんですね。今委員長がおっしゃられたように独立した機関ということであれば、はじめからこちら重大事態についてはやるという考え方でよろしいというふうに読み込まなければならぬのかと認識していたのですが、どうもこの第30条がすっきり落ちなくて、さきほど事務局から資料5の1でご説明していただいた、いじめ調査委員会による再調査の必要性の検討というのは誰が判断するのか、いじめ調査委員会が判断するのか、それとも知事が何らかの判断の指針を持つのか、そのへんがちょっと条例の条文の解釈の関係で事務局の考え方をお聞かせいただければと思います。

○事務局（佐藤くらし安全局長） 馬場委員ご指摘の点でございますが、確かに非常に読みにくい文言になっております。私どもは、法制文書課といういわば有権解釈する部署に確認しました。重大事案が発生して、報告書を知事が受け取った場合は、まず30条の2項が最初に来まして、この調査委員会の意見を必ず聞くこととなります。その上で、再調査の必要性有りとなされた場合には、このいじめ調査委員会で再調査を行う。無しとなれば無いとなりますので、そのように取り扱うこととなります。これが30条の1項、2項の意味するところでございます。ちょっと読みにくくなっておりまして、私どもも、最初、どう読むのか確認したのですが、そういう意味であるということでございます。

○間宮委員長 馬場先生。いかがですか。

○馬場委員 そういう解釈であれば、全てを扱うということのようですので、心してかからなければならないということですね。

○今川委員 確認ですけど、重大事案発生疑いの疑いがあるって、調査が行われて、知事に報告が上がってきた件については、全てこの委員会で扱うという理解でよろしいですね。その上で、知事に対しては、再調査の必要が有る無し、について報告するということがよろしいですね。

○事務局（田中青少年担当課長） そうです。

○馬場委員 わかりました。その位でないとダブルチェック機能はないということですね。子どもを守る楯となれということですので、そのくらいやる必要があるのですね。

○間宮委員長 では、過去の参考事例という観点から私どもの委員会の機能を確認させていただきました。（５）の着眼点についてに移らせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

#### （５）着眼点について

○事務局（伊林主幹） 道民生活課の伊林でございます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。資料５－１、資料５－２を元に説明させていただくところだったのですが、先ほど５－１については説明がございましたので、若干補足する形で説明させていただきます。

さきほど３０条がわかりにくいということでしたが、重大事態が発生すると必ず、いじめ調査委員会による再調査の必要性の有無を検討していただくこととなります。いじめ調査委員会に関する部分は、４から６までとなっております。４番目、本委員会で「再調査の必要性の検討」をしていただくこととなります。

ここでは、場合によっては、いじめ問題審議会に補充調査を要請することも考えられます。４は事務局として一般的に再調査が必要と認められる例で２重線で囲んだ部分ですが、個々の事例によっては他にも考慮すべき事項があるものと考えております。

委員会としての再調査の必要性を検討した結果でございますが、おおむね２つの結果に区分されると考えております。一つは、再調査の必要性なし、もう一つは、再調査の必要性ありというものでございます。ただ、これはあくまでも事務局で検討した例でございまして、他の結論が導きだされることを否定しているものではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

そして、「再調査の必要性あり」の場合に、５のいじめ調査委員会による再調査へと移行し、最終的には、６の結果の通知を行い、通知を受けた学校や道教委等が再発防止

のための措置を講じるということになっております。

先ほど、一般的に再調査が必要と認められる例としたものですが、若干漠然としているため、これを事務局で具体的に検討させていただいたものが、「資料5-2」としてお手元に配布させていただいた、「いじめ再調査に係る着眼点(例)」でございます。

着眼点としては、大項目として「1 調査全般」、「2 重大事態に係る事実関係」、「3 重大事態への学校及び教職員の対応」、「4 重大事態に対し講じた措置」、「5 当該報告に係る重大事態と同種の事態の発生の防止のために講ずる措置」に分け、それぞれ個別の着眼点について例を示させていただきました。

大項目につきましては、道教委の規則等により、調査結果につき報告すべき事項が定められているため、その項目に「1の調査全般」を加えて大項目として項目化いたしました。詳細につきましては、事前に資料を配布させていただいておりますことから、この場では、説明を省略させていただきます。この着眼点につきましては、委員の皆様方から、ご意見を賜り、再度、漏れのないよう、とりまとめをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○間宮委員長 今、ご説明がございましたが、再調査の事例がかなり出てくる場合もあると確認しましたので、これは大事なことかと思えます。

(若干の間)

○間宮委員長 よろしいでしょうか。これは、ご提案でございますね。これから私どもでいろいろ着眼点を考えていくということですね。

それでは、時間もずいぶんたちましたので、また、議事5点について終えることができました。他に何かございましたらご意見をいただきたいのですが。

(発言者なし)

○間宮委員長 それでは、第1回調査委員会を終了いたします。

○事務局(田中青少年担当課長)最後の着眼点等につきまして、後ほどお気づきになりました点がございましたら、私どもにご連絡いただければ検討いたしたいと思えます。これを持ちまして、第1回いじめ調査委委員会を終了いたします。ありがとうございました。

以 上